

## 質問及び回答（札幌市中央卸売市場で使用する電力）

令和元年7月24日

1 入札書に記載する日付を教えてください。

(回 答)

日付の指定はありませんが、入札書の受領期限（8月1日）以前の日付としてください。

2 入札書には税抜金額を、内訳書の合計金額には税込金額を記載でよろしいですか。

(回 答)

お見込みのとおりです。

3 契約期間中に、建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。

(回 答)

現時点ではそうした工事の予定はございません。

4 今回の供給開始期間から契約電力の増減はございますか？

(回 答)

契約開始時の契約電力に変更はございません。

5 予備送電の種類は「予備線」、「予備電源」のどちらですか。

(回 答)

「予備線」となります。

6 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか

(回 答)

契約書（案）第12条第1項及び第2項に基づき協議に応じることは可能です。

7 現在の供給者を教えてください。

(回 答)

丸紅新電力株式会社さんです。

8 現供給者が地域の一般送配電電気事業者の場合、一般送配電電気事業者の場合、一般送配電事業者（ネットワークサービスセンター）から開札以降に切り替え手続きをしても間に合うとの確約をいただいておりますか。

（回 答）

現在の供給者は、一般送配電電気事業者ではございません。

9 請求書を郵送の代わりにWEBからのダウンロードにてご対応いただくことは可能ですか。

（回 答）

現時点ではWEBからのダウンロードした請求書には対応しておりません。

10 （権利義務の譲渡等）以下条文を追加いただくことは可能でしょうか。「若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。」

（回 答）

明白な瑕疵が認められる場合を除いて契約書の内容を変更することはできませんが、契約書に定められていない事項については、必要に応じて協議を行い、協議書等を締結することは可能です。

11 契約保証金免除について過去2年間に同規模の電気の入札をしていた場合、免除とあるが規模とは何を指すか。予定使用電力量か。上記証明のため追加で提出するものとはあるか。追加の提出書類が契約書の場合機密保持のため一部を黒塗りさせていただくことは可能か。提出はいつまでか。

（回 答）

規模については、契約電力及び予定使用電力量により判断いたします。また、契約保証金免除に該当することを確認するためには、原則として契約書を提出していただいております。提出していただく契約書については、契約内容の黒塗りは認めておりません。

なお、提出期限については、契約締結の前までに提出していただく必要がございます。

12 （計量及び検査）以下条文を追加頂くことは可能でしょうか。「計量は毎月1日午前0：00に行う。」

（回 答）

明白な瑕疵が認められる場合を除いて契約書の内容を変更することはできませんが、契約書に定められていない事項については、必要に応じて協議を行い、協議書等を締結することは可能です。

13 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（kW）を教えてください。

（回答）

自家発補給電力の契約はありません。

14 内訳書予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。

（回答）

内訳書予定使用電力量の表のエクセルデータにつきましては、令和元年7月9日にホームページにて追加で掲載させていただいておりますので、そちらをご活用ください。

15 入札書の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。

（回答）

入札書の算定時の力率は、100%で算定願います。

16 ご請求について、供給施設内にご入居されている企業様はございますか？ある場合に企業様毎に請求書を発行することは弊社では出来かねますがご了承いただけますか？

（回答）

施設内に入居している企業はありますが、企業毎に請求書を発行する必要はございません。

17 消費税率の変更（8%→10%）にあたり、応札時点において当社は消費税率10%の電気料金単価を確定していないが、「応札時の単価」と「当社約款改定時に確定する単価」が相違となった場合、単価変更に関し、協議していただくことは可能か。

（回答）

応札時の単価での契約が原則となりますが、協議を行うことは可能です。